

第4章 誘導施設

1. 誘導施設の考え方

- 都市機能と居住の誘導の方針を踏まえ、豊かな暮らしを維持していくために、まちなか居住促進区域に誘導する施設を以下の観点で設定します。

① 豊かな暮らしの維持に必要な施設

- ・ 周辺地域だけでなく、町全体の生活を支えるうえでなくてはならない施設
- ・ 森町のコミュニティ維持に必要な施設

② 町の魅力を高め、交流を促進する施設

- ・ 町内だけでなく町外からも人やモノを呼び込み、町の活力を高める施設

- 誘導施設の立地にあたっては、居住×商業、居住×医療、商業×交流、福祉×子育て・教育など、多面的な利用や、複合的な機能の導入を推奨します。

- * 1 誘導施設は、まちなか居住促進区域外に立地する施設をまちなか居住促進区域内に強制的に誘導するものではありません。
- * 2 まちなか居住促進区域外であっても、各地区のコミュニティの維持のために必要な施設の立地を妨げるものではありません。


■ 誘導施設の定義

- ・ 誘導施設とは、都市再生特別措置法に定める「都市機能誘導区域ごとにその立地を誘導すべき都市機能増進施設」のこと。
- ・ 立地適正化計画策定の手引き等において、拠点に必要な機能のイメージとして、医療・福祉・子育て・商業等を例示している。

【参考】拠点に必要な機能のイメージ（出典：立地適正化計画作成の手引き）

	中心拠点	地域／生活拠点
行政機能	■ 中枢的な行政機能 例. 本庁舎	■ 日常生活を営む上で必要となる行政窓口機能等 例. 支所、福祉事務所など各地域事務所
介護福祉機能	■ 市町村全域の市民を対象とした高齢者福祉の指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能 例. 総合福祉センター	■ 高齢者の自立した生活を支え、又は日々の介護、見守り等のサービスを受けることができる機能 例. 地域包括支援センター、在宅系介護施設、コミュニティ等
子育て機能	■ 市町村全域の市民を対象とした児童福祉に関する指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能 例. 子育て総合支援センター	■ 子どもを持つ世代が日々の子育てに必要なサービスを受けることができる機能 例. 保育所、こども園、児童クラブ、子育て支援センター、児童館 等
商業機能	■ 時間消費型のショッピングニーズなど、様々なニーズに対応した買い物、食事を提供する機能 例. 相当規模の商業集積	■ 日々の生活に必要な生鮮品、日用品等の買い回りができる機能 例. 延床面積〇m ² 以上の食品スーパー
医療機能	■ 総合的な医療サービス(二次医療)を受けられることができる機能 例. 病院	■ 日常的な診療を受けられることができる機能 例. 延床面積〇m ² 以上の診療所
金融機能	■ 決済や融資などの金融機能を提供する機能 例. 銀行、信用金庫	■ 日々の引き出し、預け入れなどができる機能 例. 郵便局
教育・文化機能	■ 市民全体を対象とした教育文化施設の拠点となる機能 例. 文化ホール、中央図書館	■ 地域における教育文化活動を支える拠点となる機能 例. 図書館支所、社会教育センター

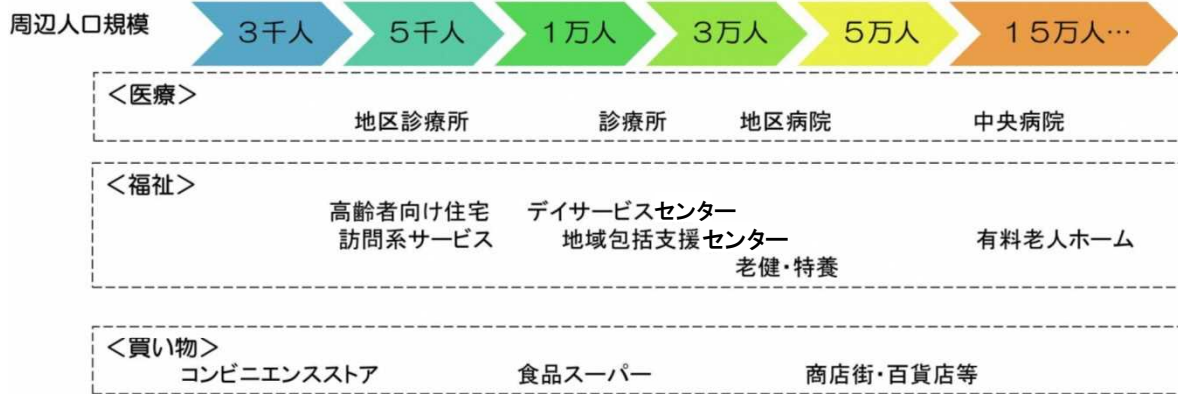
2. 誘導施設

機能区分	誘導施設	誘導の在り方*	誘導施設として位置付けることの方
子育て・教育 	小学校・中学校・高校	◎	<ul style="list-style-type: none"> ・子育てにかかせない施設として、また町のコミュニティ形成にかかる根幹となる施設として設定。 ・また子育てしやすいまちとしてのイメージを高める施設として設定。
	保育所・幼稚園		
	子育て支援センター		
医療 	病院	○	<ul style="list-style-type: none"> ・食育や福祉などの他分野と連携し、子育て世代から高齢者まで安心して暮らし続けられる環境を支える施設として設定。
	診療所		
	調剤薬局		
福祉 	高齢者福祉施設、障害者支援施設、地域包括支援センター	◎	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢化が進む時代にあつて、高齢者やその家族の拠り所であり、まちの健康な暮らしを支える施設として設定。
商業・金融  	スーパーマーケット・ドラッグストア・コンビニエンスストア、日常生活やコミュニティ形成に必要な店舗及び施設	◎	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活に必要な生鮮品、日用品を取り扱い、暮らしを支える施設として設定。 ・和菓子店、飲食店、理髪店など、まちなか居住促進区域内のコミュニティ形成に寄与する施設として設定。
	銀行・信用金庫・郵便局	○	
コミュニティ・文化健康づくり 	図書館、文化会館、体育館、公民館	○	<ul style="list-style-type: none"> ・社会教育や文化活動などを通じ、地域や多世代交流を促進するコミュニティ施設として設定。
行政 	役場	○	<ul style="list-style-type: none"> ・町の中核的な行政機能として設定。
観光交流 	観光案内所、道の駅	◎	<ul style="list-style-type: none"> ・商業施設、交通拠点（バスターミナルや鉄道駅）等と併設し、町民だけでなく町外からの観光客の利用により維持する施設として設定。

* 誘導の在り方凡例：

- 「◎」 充実・・・拠点内にない施設は、今後の更なる拠点性強化のため、人口推計やニーズを踏まえ、新たに誘導拠点内に既にある施設は、施設の維持管理・更新等を図りつつ、区域内で機能を維持
- 「○」 維持・・・拠点内に既にある施設を中心に、今後も区域内での機能を維持

【参考】都市機能を支える圏域人口 (出典：国土交通省資料)



※人口規模と機能の対応は概ねの規模のイメージであり、具体的には条件等により差異が生じると考えられる。

出典：都市再構築戦略検討委員会専門家プレゼンテーションより国土交通省作成

商業施設の商圈と施設規模

商品の性質や業態の組み合わせ等で、商圈や立地戦略は様々

* コンビニエンスストア

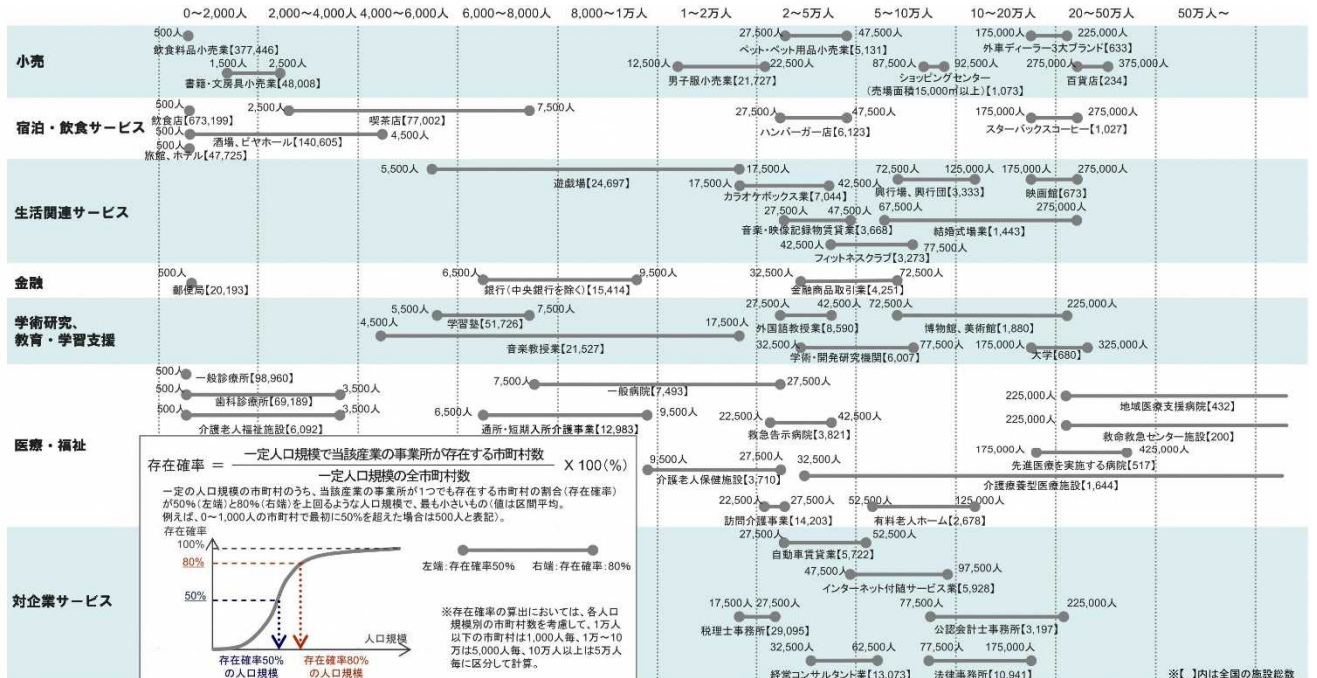
大都市住宅地⇒商圈：半径500メートル、周辺人口：3,000人、流動客

その他の地域⇒商圈：半径2～3キロメートル（幹線道路沿いに立地）、周辺人口：3,000人～4,000人、流動客

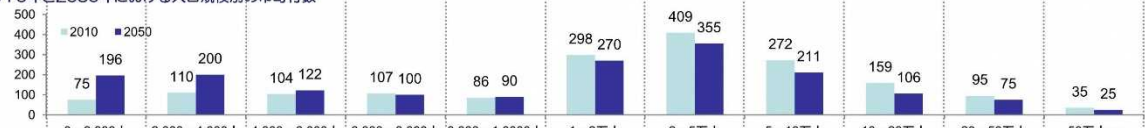
* 食品スーパー（2,000～3,000㎡規模）⇒周辺人口1～3万人

* ドラッグストア（1,000～1,500㎡規模）⇒周辺人口1～3万人

【参考】サービス施設の立地する確率が50%及び80%となる自治体人口規模 (出典：国土交通省資料)



(参考) 2010年と2050年における人口規模別の市町村数



(注1) 2050年の市町村別人口は、国土交通省国土政策局推計値
 (注2) 2010年、2050年ともに、人口規模別の市町村数は、平成22(2010)年12月1日現在の1,750市区町村を基準に分類

(出典) 総務省「平成21年度経済センサス」、厚生労働省「医療施設調査 病院報告(平成24年10月)」、同「介護サービス施設・事業所調査(平成24年10月)」日本救急医学会HP、wellnes HP、日本ショッピングセンター協会資料、日本百貨店協会HP、メルセデスベンツ・フォルクスワーゲン・BMW各HP、スターバックスコーヒージャパン資料をもとに、国土交通省国土政策局作成

